

資料1

宇治市報告資料

宇治市要保護児童対策地域協議会（要対協）の取り組みについて

宇治市こども福祉課

1. 宇治市要対協とは

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携の下で対応していくため、児童福祉法に基づき、宇治市が設置した組織です。

【要対協の主な担当事項】

- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための連携について
- ・児童虐待の未然防止と早期発見のための啓発について

【要対協の構成】

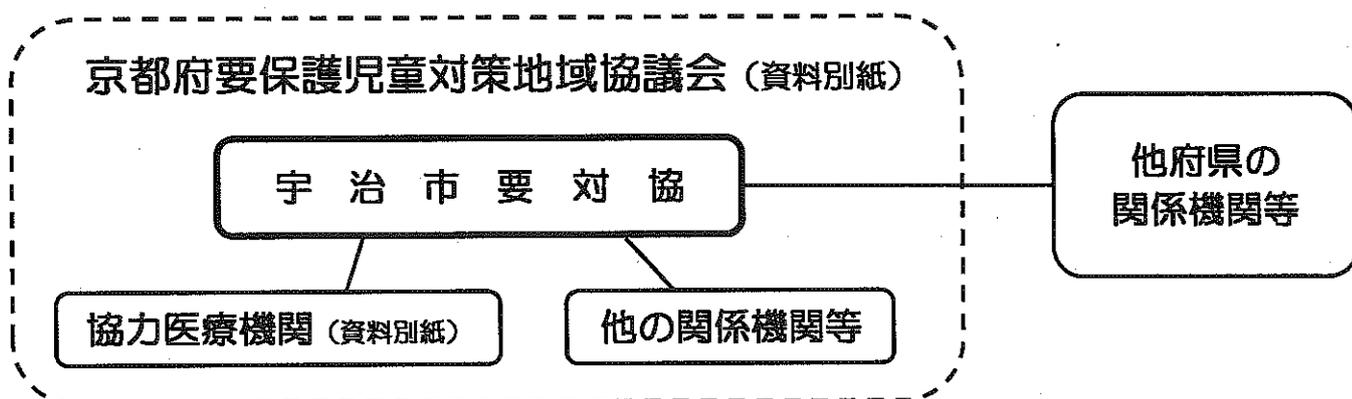
現在、協議会は26の関係機関・団体で構成されています。

2. 宇治市要対協で開催している会議

区分	構成	主な役割
①代表者会議 【25年度2回開催】	(要項第6条) 関係機関・団体の 代表者	① 要保護児童等とその支援をめぐる状況等について ② 児童虐待の早期発見のための連携について ③ 児童虐待の未然防止のための啓発について
②調整会議 (実務担当者会議) 【25年度6回開催】	(要項第7条) 関係機関・団体の 実務担当者等	① 要保護児童等に関する具体的な情報交換と支援内容の 検討について ② 関係行政機関の連携について ③ 児童虐待案件の具体的な情報交換
③個別ケース会議 【随時開催】	(要項第8条) 要保護児童等に直 接関わりのある関 係機関・団体	① 個別の要保護児童等の状況把握と問題点の確認 ② 個別の支援と経過報告及びその評価と情報の共有 ③ 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定や担当者間 の共通認識の確保について ④ 個別の要保護児童等に係る援助方針と支援計画の検討

3. 他の関係機関等との連携について

宇治市要対協は、京都府が設立した「京都府要保護児童対策協議会」に参画しているほか、協力医療機関や、他の関係機関等と連携して取り組みを進めています。



京都府要保護児童対策地域協議会について

1 趣 旨

児童虐待事案に広域的な対応が求められる中、市町村域を越えた関係機関の連携や情報共有を図り、併せて府内関係団体の虐待防止への組織的取組を強化するため、「京都府児童虐待防止ネットワーク会議」を母体とし、病院・私学関係団体等の加入も得て昨年12月に設立したものの。

2 要対協の概要（児童福祉法）

- ▶ 要保護児童等への適切な支援を図るため、構成員が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容に関する協議を実施
- ▶ 構成員間で要保護児童等に関する情報交換、協議の実施
- ▶ 設置主体は地方公共団体（市町村・都道府県等）

3 京都府要対協設立の目的・効果

目 的	① 市町村域を越えて自治体、教育・医療機関等が情報を共有できる環境づくり
	② 参加団体の各組織内での虐待防止への積極的な取組を促進
	③ 児童虐待の未然防止に向け、関係機関が一体となって広報・啓発を行うことにより、各地域のネットワークづくりを活性化

効 果	① とりわけ、市町村域を越えた医療機関連携や、私立学校へ通学する要保護児童等の情報共有を行い、虐待の未然防止や早期発見の強化
	② 参加団体の代表者により構成されることから、団体内での虐待未然防止・早期発見への積極的な取組への充実
	③ 府内全域で虐待未然防止・早期発見に係る気運の醸成を促進

4 府要対協における情報共有

25.12.9	府要対協第1回会議開催。 ワーキンググループを立ち上げ、府要対協の情報共有のルールを検討することとなる。
26.2.7	ワーキンググループ第1回会議
26.2.21	ワーキンググループ第2回会議
26.3.17	府要対協第2回会議開催。 ワーキンググループで検討したルールに基づき、26年度から府要対協で情報共有することが了承される。

26年4月から府要対協における情報共有を開始

京都府要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 京都府内における児童虐待防止への組織的取組の強化に向け、要保護児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童等をいう。以下同じ。）に関する市町村域を越えた関係機関の連携、情報共有を図るため同条第1項の規定により、京都府要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取又は意見交換を行う。

- (1) 要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援内容
- (3) 児童虐待防止についての関係機関のネットワークの構築
- (4) 児童虐待防止についての諸施策
- (5) 児童虐待防止についての普及・啓発
- (6) その他児童虐待防止のために必要と認められること

(構成団体等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、構成員の指名する者のうちから構成員の会議において選出する。
- 4 会長は、協議会の議事を運営する。
- 5 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(関係機関等への協力要請)

第5条 知事は、法第25条の3の規定により第2条第1号及び第2号に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等(法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。)に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定により、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第7条 知事は、法第25条の2第4項の規定により、健康福祉部を要保護児童対策調整機関として指定する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

1 国又は地方公共団体（法第25条の5第1号）

京都地方法務局人権擁護課
京都府健康福祉部
京都府教育庁指導部学校教育課
京都府教育庁指導部社会教育課
京都府警察本部生活安全部少年課
京都市保健福祉局

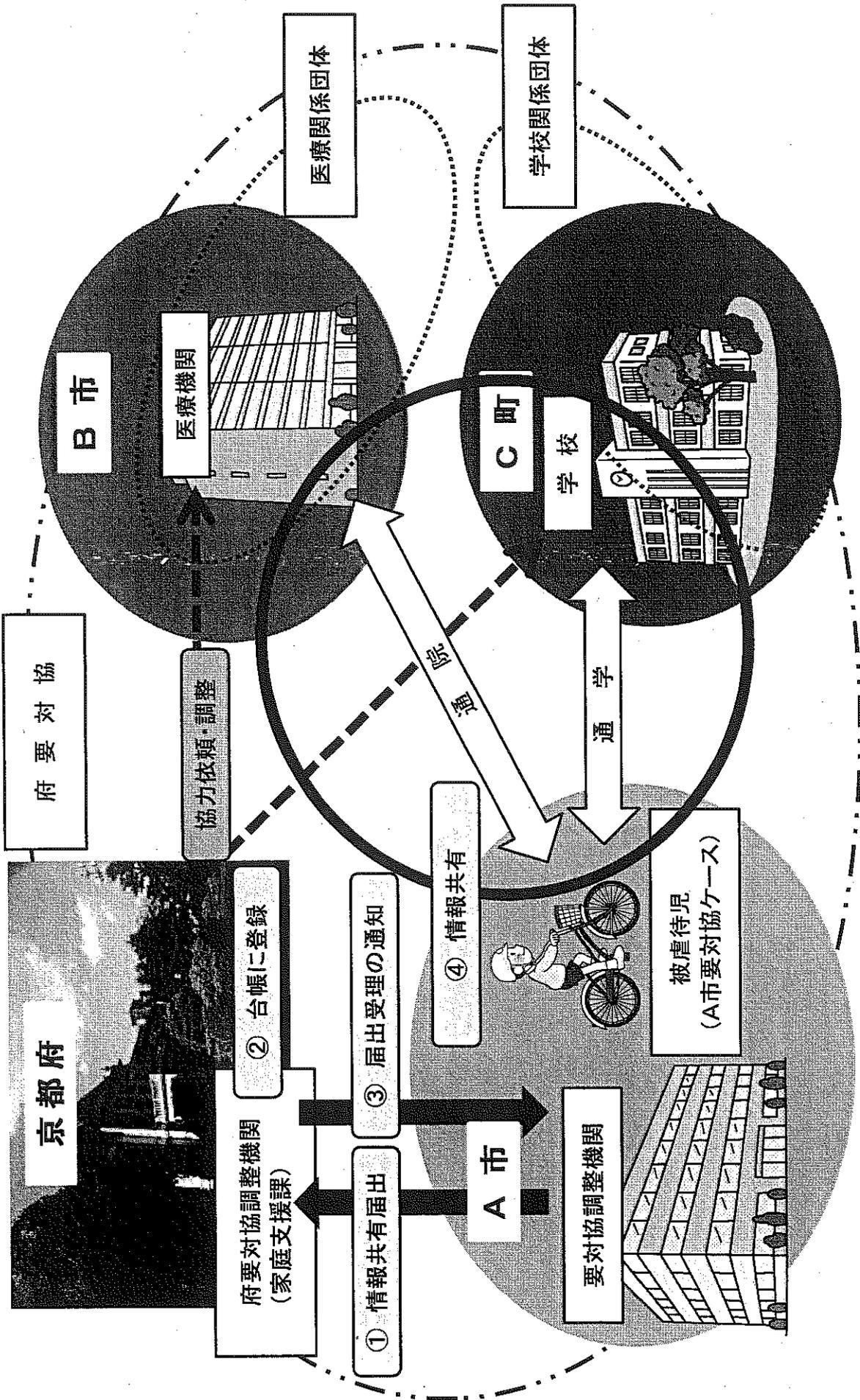
2 法人（法第25条の5第2号）

一般社団法人京都府保育協会
社会福祉法人京都府社会福祉協議会
公益社団法人京都府私立幼稚園連盟
一般社団法人京都府医師会
一般社団法人京都府歯科医師会
公益社団法人京都府助産師会
公益社団法人京都府看護協会
一般社団法人京都府私立病院協会
京都弁護士会
特定非営利活動法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ
特定非営利活動法人きょうとCAP

3 児童の福祉に関連する職務に従事する者（法第25の5第3号）

知事が指定する者
学識経験者
京都府要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議代表
京都府児童福祉施設連絡協議会代表
京都府里親会代表
京都府民生児童委員協議会代表
京都府公立幼稚園長会代表
京都府私立小学校連合会代表
京都府小学校校長会代表
京都府私立中学高等学校連合会代表
京都府中学校長会代表
京都府公立高等学校長会代表
京都府立特別支援学校長会代表
京都府病院協会代表
京都府市長会代表
京都府町村会代表
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部代表
きょうと健康長寿推進府民会議代表
配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議代表

京都府要対協における情報共有フロー



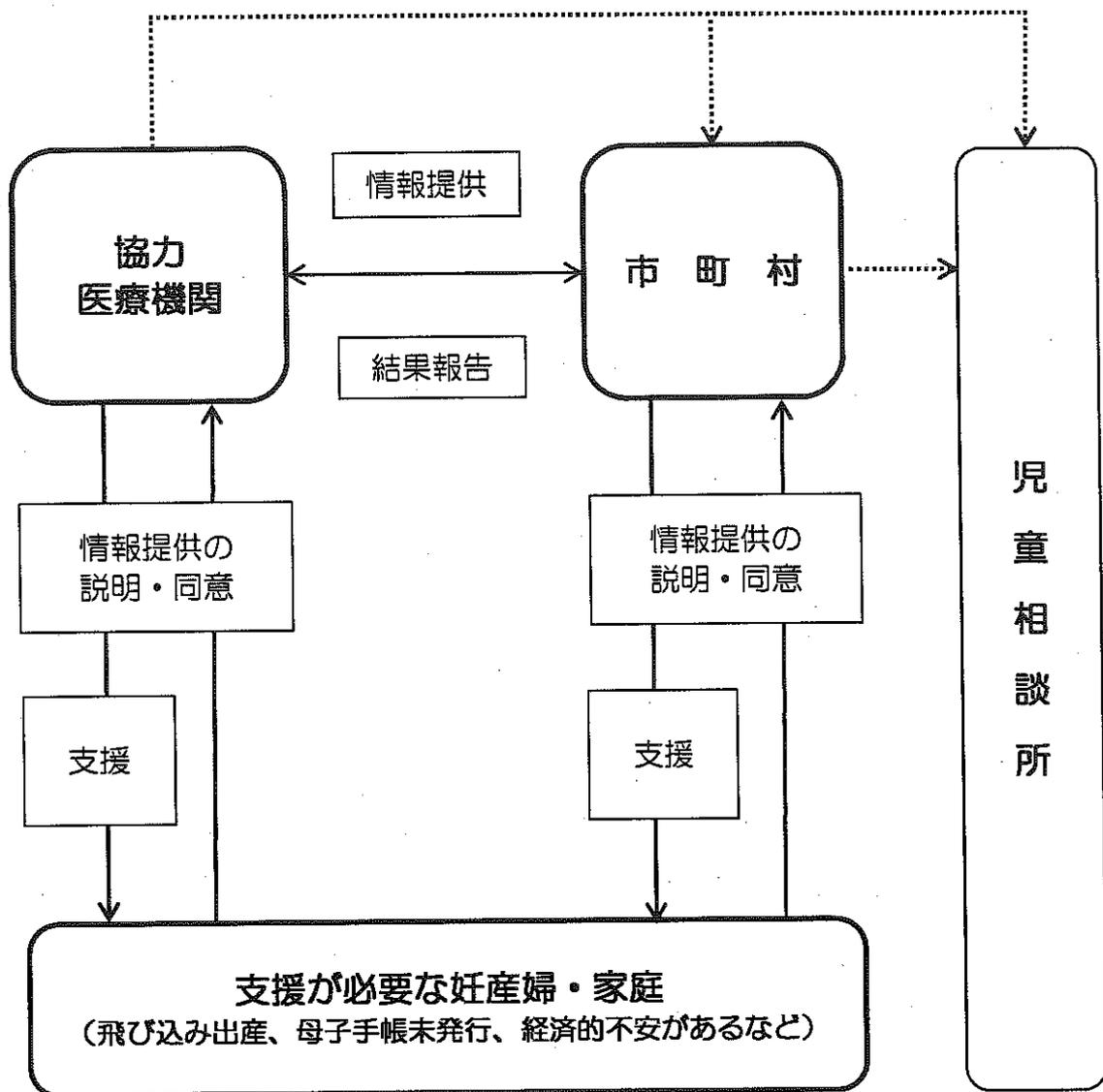
児童虐待未然防止に関する医療機関との連携について

京都府内における児童虐待を未然に防止し、乳幼児の健全な育成を図るため、医療機関と市町村との連携により、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に発見し、速やかに適切な支援を行う等、相互の連携を実施しています。

<情報提供対象者>

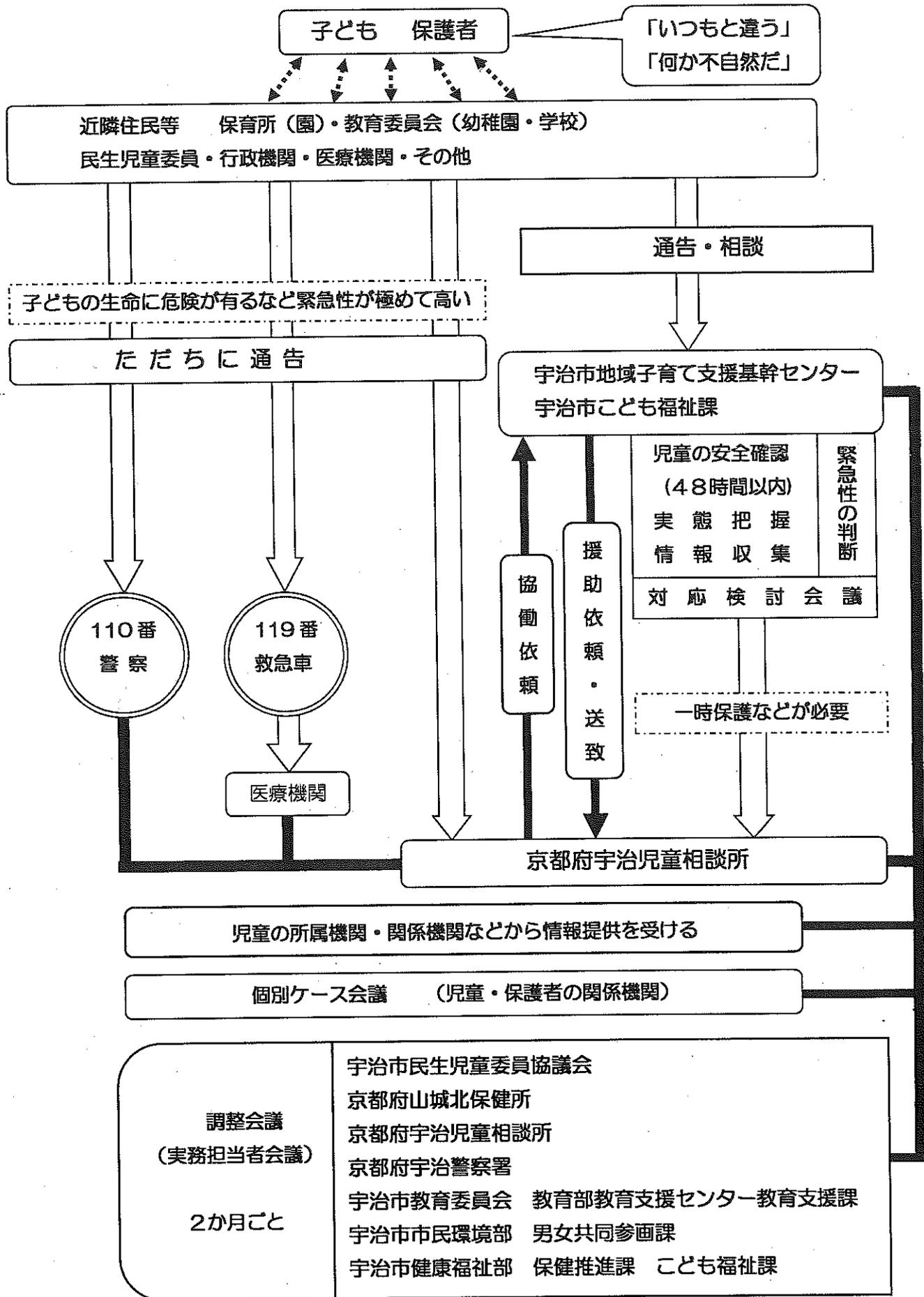
- 妊娠・出産・育児期において、早期に地域で養育支援が特に必要と判断された妊産婦
- ・家庭（虐待のハイリスク要因が重複して存在し、複雑である場合等）

<関係機関の情報提供・連携の流れ>



.....> 通告を示す

児童虐待通告後の対応



平成25年度宇治市児童虐待防止の主な取り組みについて

宇治市こども福祉課

1. 地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制強化

社会福祉士を週2日から週4.5日勤務に拡充して地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制を強化し、児童虐待通告事例の家庭を直接訪問したり、学校等児童の所属機関に出向くなどして、対応や支援を実施

職種等	人員	備考
センター長	1名	
保健師	1名	担当主幹
事務	1名	嘱託職員：週4.5日
保育士	1名	嘱託職員：週4.5日
臨床心理士	1名	嘱託職員：週5.0日（交代勤務）
※社会福祉士	1名	嘱託職員：週4.5日
合計	6名	

※平成24年度 週2.0日 → 平成25年度 週4.5日

2. 要保護児童とその支援をめぐる状況等について

1) 平成25年度宇治市における児童虐待相談等の状況について 資料別紙

2) 要保護児童に関する児童現認・保護者面接対応数

詳細な事例内容の把握や相談支援を積極的に進めていく為、緊急度の高い児童を中心に、家庭や学校等に出向いて児童の現認、保護者面接を実施

平成25年度 児童の現認：39件 保護者面談：19世帯（いずれも実数）

3) 児童虐待の発生リスクが高い家庭への対応

居住実態が把握できない家庭を含む養育支援を特に必要とする家庭、居所不明の児童生徒の把握など、児童虐待の発生リスクが高い家庭に関し、児童虐待対応部署として、児童生徒や家庭の実態の把握を行い支援を実施

4) 医療機関との連携

要保護児童について早期かつ適切な対応を行うため、関係医療機関と連携しながら支援を実施

平成25年度対応件数 児童：5人 保護者：8世帯（いずれも実数）

5) 調整会議（実務者会議）の開催

2か月毎に開催し、宇治児童相談所及び宇治市で管理中の要保護児童を報告するとともに、各関係機関の実務者にて具体的な情報交換と支援内容の検討を実施

平成25年度開催回数：6回

6) 個別ケース会議の開催

個別の要保護児童について、各関係機関における状況把握と問題点の確認をするとともに、それぞれの役割分担をしながら、より具体的な援助方針や支援計画を検討
平成25年度開催回数：52回

- 京都府児童虐待防止アドバイザー派遣事業の活用

個別ケース会議において、12月と2月に計3回、京都府からアドバイザーの派遣を受けた。ケースの分析や支援の有り方についての助言を得たことは、個別ケースに対する関わり方について参考となった。

3. 児童虐待の早期発見及び予防のための研修の実施について

1) 研修会

京都府児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業を活用した研修を実施

対象：学校・保育所・民生児童委員等、要保護児童対策地域協議会の関係機関等

日時：平成25年10月31日（木）午後1時30分～3時30分

会場：宇治市生涯学習センター 第1ホール

内容：テーマ「いやされない傷 ～脳画像から見た児童虐待～」

講師 福井大学大学院医学系研究科附属

子どものこころの発達研究センター教授 友田 明美氏

参加者数：64人

2) 出張講座

要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象に「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」についての講座を実施

平成25年度実施回数 5回

4. 児童虐待の防止のための啓発について

1) 啓発物品の配付等（児童の所属機関）

- 市作成啓発物品

公立小学校の平成26年度新1年生用に配布

リーフレット「これって子ども虐待ですか？」 1,900部

- 国作成啓発物品

各公共施設等に配布

テーマ「さしのべたその手がこどもの命綱」

リーフレット 2,050部

ポスター 250部

しおり 1,825部

- 府作成啓発物品

各公共施設等に配布

ハンドブック「子どもの笑顔のために」 370部

オレンジリボン 479個

2) 「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」の実施

資料別紙

平成25年度「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」の実施

国の「児童虐待防止推進月間」（11月）と「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）を受け、子どもに対する虐待・女性に対する暴力の根絶に向けて、それぞれのシンボルマークである「オレンジリボン」と「パープルリボン」の啓発を一体化し、「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」として実施しました。

実施期間		平成25年11月1日（金）～30日（土）	
主 催		宇治市（こども福祉課・男女共同参画課）	
協 力		宇治市要保護児童対策地域協議会、宇治市DV対策ネットワーク会議委員及び構成関係機関、その他関係機関・団体	
広報・啓発	市政だより	平成25年11月1日号にキャンペーンの内容・啓発記事を掲載	
	ホームページ	平成25年11月1日（金）から30日（土）までキャンペーン内容を掲載	
	FMうじ	広報	平成25年11月13日（水）から22日（金）までメッセージ文を放送
		放送	「宇治市探検」 平成25年11月1日（金）午前9時～9時30分放送
チラシ		27,000枚作成	
啓発展示	パネル展示	平成25年11月7日（木）～20日（水）まで、男女共同参画支援センター1階 ギャラリー ステップワンで児童虐待とDVをテーマにしたパネル展示を実施	
	関連図書展示	平成25年11月1日（金）～30日（土）まで男女共同参画支援センター3階「活動スペース」に、児童虐待とDVに関連する図書（絵本を含む35冊）の展示と相談窓口等の関連リーフレットを配架	
街頭啓発	イトーヨーカドー 六地藏店	平成25年11月8日（金）午前9時半～10時半 啓発物品及びチラシを300組配布 参加者：18人	
	JR宇治駅前	平成25年11月12日（火）午後5時～6時 京都府から配布された啓発物品 800組 参加者：9人	
	2013ひゅうまん フェスタうじ	平成25年11月23日（土・祝）正午～午後1時 啓発物品及びチラシを300組配布 参加者：9人	
DVセミナー		テーマ：「デートDV」～あなたのまわりにある暴力～ 講師：NPO法人アウンジャ 日時：平成25年11月8日（金）午後1時30分～3時30分 場所：宇治市男女共同参画支援センター4階 会議室1 参加者：32人	

平成25年度宇治市における児童虐待相談等の状況について

宇治市こども福祉課

1. 相談対応件数の年次推移

(単位：件)

件数	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	きょうだい除く
相談対応件数		49	60	93	108	118	176	158
うち新規受理件数		10	31	47	54	57	96	78

2. 経路別受理状況（前年度以前の受理を含む）

(単位：件)

年度	区分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	その他			合計
													児童相談所	市役所	その他	
23年度		0	0	9	0	1	0	0	8	1	16	73	52	9	12	108
24年度		0	4	7	0	1	1	0	9	0	27	69	40	15	14	118
25年度		0	2	11	1	1	1	0	26	0	65	69	34	20	15	176

※学校等：各学校・幼稚園等

※児童福祉施設：保育所等

※その他：他市町村からの移管ケースなど

3. 主たる虐待者

(単位：件)

年度	区分	実父	実父以外の父親		実母	実母以外の母親	その他	合計	
			継父	同居男性等					
23年度		28	8	4	4	72	0	0	108
24年度		27	11	7	4	80	0	0	118
25年度		61	10	6	4	103	0	2	176

4. 虐待の種類

(単位：件)

年度	区分	身体的虐待	性的虐待	養育保護の怠慢・拒否	心理的虐待		合計
					きょうだい	だい	
23年度		47	2	39	20	20	108
24年度		43	1	44	30	30	118
25年度		70	1	65	40	18	176

5. 被虐待児の年齢

(単位：件)

年度	年齢	0～3歳未満			3歳～学齢前				小学生					中学生			高校生他16歳～	合計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳			15歳
23年度		1	7	4	4	5	6	4	12	10	10	7	7	8	9	4	4	6	108
24年度		4	1	6	10	5	5	9	8	10	11	15	6	3	9	6	3	7	118
25年度		3	10	5	11	12	14	11	11	12	17	15	14	5	9	11	9	7	176

6. 平成25年度年齢別虐待の種類別分類

(単位：件)

区分	年齢	0～3歳未満			3歳～学齢前				小学生					中学生			高校生他16歳～	合計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳			15歳
身体的		0	1	1	5	8	8	1	6	3	11	3	9	1	7	2	4	0	70
性的		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
養育保護の怠慢・拒否		1	8	1	5	3	2	5	3	7	4	4	4	2	2	7	3	4	65
心理的		2	1	3	1	1	4	5	2	2	2	8	1	2	0	2	2	2	40
小計		3	10	5	11	12	14	11	11	12	17	15	14	5	9	11	9	7	176
合計		18			48				74					29			7		

平成26年度宇治市児童虐待防止の主な取り組みについて

宇治市こども福祉課

1. 社会福祉士の雇用による適切な対応・支援の実施

平成25年度に引き続き、地域子育て支援基幹センター（児童虐待担当）の体制を継続し、個別事例への支援プランの策定や児童虐待通告事例の家庭を直接訪問したり、学校等児童の所属機関に出向くなどして、適切な対応や支援を実施

職種等	人員	備考
センター長	1名	
保健師	1名	担当主幹
事務	1名	嘱託職員：週 4.5 日
保育士	1名	嘱託職員：週 4.5 日
臨床心理士	1名	嘱託職員：週 5.0 日（交代勤務）
社会福祉士	1名	嘱託職員：週 4.5 日
合計	6名	

2. 要保護児童家庭等への適切な相談対応の実施

1) 児童虐待の早期発見・早期の適切な対応及び支援の実施

（事例対応の留意点）

- ①児童の安全確保を最優先すること
 - ②虐待の客観的な事実と家庭が抱える課題を関係付けて把握すること
 - ③再び虐待に至る恐れがあるかどうか、虐待への抑止となる支援はどのようなものか、など具体的に検討すること、
 - ④事例ごとに、関係機関等による個別ケース会議にて援助方針を確認し、組織的な対応を行うこと 等
- これらを踏まえ、適切に具体的な支援を行うことにより虐待の抑止に取り組む

2) 児童虐待の発生リスクが高い家庭への対応

居住実態が把握できない家庭を含む養育支援を特に必要とする家庭、居所不明の児童生徒の把握など、児童虐待の発生リスクが高い家庭に関し、児童虐待対応部署として、児童生徒や家庭の実態の把握を行い支援を実施

3. 児童虐待の早期発見及び予防のための研修の実施について

京都府児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業を活用した研修を実施

（第1回）

対象：市役所関係各課・児童相談所等の行政機関

日時：平成26年5月30日（金） 午後1時30分～3時30分

会場：宇治市役所 8階 大会議室

内容：「児童虐待対応における市町村と都道府県の役割分担の基本と今日的課題」

講師：子どもの虹情報研修センター 研究部長 川崎 二三彦 氏

参加者数：30人

(第2回予定)

対象：学校・保育所・民生児童委員等、要保護児童対策地域協議会の関係機関等

日時：平成26年11月4日(火) 午後3時30分～5時

会場：宇治市生涯学習センター 第1ホール

内容：「子ども虐待の早期発見と初期対応」(仮題)

～ 虐待を受けた子どもの実態と子どもを守る取り組み ～

講師：医療法人社団三彦会 山田内科胃腸科クリニック 副院長

特定非営利活動法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク

理事長 山田 不二子 氏

定員：150人

4. 児童虐待の防止のための啓発について

児童虐待防止推進月間(11月)キャンペーン実施 資料別紙

平成26年度 児童虐待防止推進月間(11月)キャンペーンの主な概要(案)

宇治市こども福祉課

国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)と併せて、それぞれのシンボルマークである「オレンジリボン」・「パープルリボン」の啓発を一体化し、「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」として実施する予定です。

1. 実施期間：平成26年11月1日(土)～30日(日)

2. 実施内容

1) 広報：児童虐待防止に関する啓発と同月間の取組及び里親制度の紹介

①宇治市政だより(11月1日号)

②宇治市ホームページ(11月1日(土)から一か月間)

③FMうじ「宇治市探検」11月上旬

2) 街頭啓発

①街頭キャンペーン

日時：平成26年11月7日(金)

場所：近鉄大久保駅前

内容：「オレンジリボンキャンペーン」啓発

児童虐待防止啓発チラシ及び啓発グッズの配布

②2014ひょうまんフェスタうじ

日時：平成26年11月23日(祝日)

場所：宇治市生涯学習センター・宇治市産業会館

内容：「オレンジリボンキャンペーン」啓発

児童虐待防止啓発チラシ及び啓発グッズの配布

3) 啓発展示

児童虐待防止オレンジリボンメッセージのパネル展示等

日時：11月6日(木)～11月19日(水)

場所：宇治市男女共同参画支援センター 1階「ギャラリー ステップ ワン」

内容：「オレンジリボンキャンペーン」啓発